

【資料4】今から30年ほど前の6年生の社会科の教科書記述

農民・町人を農（農民）・工（職人）・商（商人）の身分に分けて、武士とはっきり差別をしました。

そのうえ、幕府は、農・工・商の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、河原などの悪い条件の土地に住まわされました。また、山野や用水の利用もほとんど許されず、職業や服装も制限されて、苦しい暮らしを強いられました。

農・工・商の下にさらに低い身分をつくったのも、農・工・商の人々にもっと低い身分があると思わせ、武士への不満をそらそうとしたものです。

※身分制を「士農工商」としている。

※被差別部落はその「下」ないし、「最底辺」にある。

※被差別部落（を含む身分制）は、江戸時代初頭につくられた。

※生産や文化について何もふれられていない。

※特に、わずか、8行のなかに、「低い身分」という言葉が何回も使われている。

【資料5】現在の6年生社会科の教科書記述

村に住む農民（百姓）や、商人と職人とからなる都市に住む町人たちは、おもに農業や商工業の仕事をしていました。これらの人々は、武士に支配され、ねんぐなどをおさめて武士の暮らしをささえる身分とされていました。

さらに、農民や町人からも差別された人々もいました。これらの人々は、服装や行事・祭りの参加などできびしい制約も受けました。しかし、農業を営んでねんぐをおさめ、すぐれた生活用具をつくったり、芸能を伝えたりして、当時の社会や文化をささえました。

このような身分のきまりは、親から子へと代々受けつぐものとされ、武士が人々を支配するのにつごうのよいものでした。

※「士・農・工・商・さらに低い身分」という「ピラミッド型」の表現がなくなりました。

・農民（百姓）とは――教科書の注釈より

「村に住み、農業や漁業・林業などのいろいろな仕事についてた人々を百姓といいます。しかし、その大部分が農民であったため、この教科書では、江戸時代までの百姓を農民と表記します。」――つまり、かつての「士農工商」ではおさまらない職業もある。

※「さらに、町民や農民からも差別された人々もいました。」

――「江戸時代には、すでにいた」ということです。起源に関わる表記

※生産や文化についてもふれています。

しかし、

※教科書が改善されたものの、法律の失効（2002年3月）とともに、同和教育や部落